

【歳入予算の説明】

- 地方交付税・・・ 各地方公共団体が、等しくその行うべき行政事務を遂行できるように一定の基準により国から地方公共団体に交付される交付金です。その原資は所得税、法人税などの国税であり一定の算式により交付される普通交付税と当該年度の各地方公共団体の特殊事情（災害など）により交付される特別交付税があります。
- 町 税・・・ 町税とは、地方税のうち町が課税権の主体となって賦課徴収するものの総称であり本町においては町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税、入湯税を予算計上しております。
- 国庫支出金・・・ 地方公共団体の事務事業に対し、その事業の公益性などにより実施財源として国や北海道より交付される給付金です。
- 町 債・・・ 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であり、その返済が後年度にわたって行われるものです。
- 繰 入 金・・・ 財政調整基金などの基金（貯金）から一般会計に繰入するお金のことです。
- 地方消費税・・・ 北海道が徴収した地方消費税の半額を人口及び従業者数に応じて各地方公共団体に配分して交付される税のことです。
- 使用料及び・・・ 使用料は公民館の利用料、宇宙記念館の入場料、町営住宅の家賃手数料 手数料は住民票の発行やごみ処理などに伴う収入のことです。
- 地方譲与税・・・ 徴収の利便性から国税として徴収し、その後地方公共団体に譲与される税のことであり、本町においては地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を予算計上しています。
- 分担金及び・・・ 地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、その事業負担金 によって利益を受ける人から徴収する金銭のことであり、本町では私立保育所利用者の負担金等があります

【歳出予算の説明】

| | |
|--------|---|
| 議会費・・・ | 議会活動に要する経費で主として議員の報酬及び費用弁償や委員会等の運営費等を計上しています。 |
| 総務費・・・ | 地方公共団体の共通経費で他の費目の事業又は事務の増減変化に関係なく通常必要とされる経費であり、本庁舎などの全般的な維持管理経費や企画、財産管理、財政、徴税、戸籍、選挙、統計、監査などの事務に要する経費を計上しています。 |
| 民生費・・・ | 住民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費で、社会福祉、身体障がい者、高齢者、児童福祉などの事務に要する経費を計上しています。 |
| 衛生費・・・ | 住民が健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費で、保健衛生、伝染病予防、環境衛生、清掃などの事務に要する経費を計上しています。 |
| 労働費・・・ | 失業対策、労働福祉の観点からの資金貸付、労働者の福祉の増進に寄与するための会館等の維持管理経費などを計上しています。 |
| 農林水産業費 | 農業委員会の運営費、農業、林業、水産業の振興に要する経費を計上しています。 |
| 商工費・・・ | 商工業の振興、観光振興に要する経費を計上しています。 |
| 土木費・・・ | 土木管理関係経費、道路橋りょう、河川、港湾、都市計画、公営住宅などに要する経費を計上しています。 |
| 消防費・・・ | 北後志消防組合に対する町の負担金を計上しています。 |
| 教育費・・・ | 教育委員会、小・中学校、社会教育、保健体育、幼稚園等に要する経費を計上しています。 |
| 公債費・・・ | 過去に行った公共施設建設事業や道路事業において借入した借入金の返済に要する経費を計上しています。 |
| 予備費・・・ | 当初予算では想定していなかった予定外の支出に充てるために計上した予算です。 |